

VISA

# 天満屋カード 天満屋カードタスカ 会員の皆様へ

## 保険サービスのご案内

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに自動付帯させていただいている保険サービスの概要についてご説明させていただいたものです。実際の保険金お支払い可否は、普通保険約款および特約条項等に基づきます。

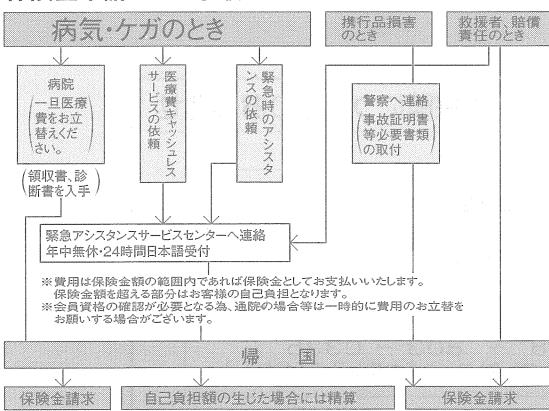
引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社

### 海外旅行保険 カードご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となります。(旅行代金をカードでお支払いいたいた場合)

保険項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金額	保険項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金額
死傷 後遺障害 治療費用	被保険者が旅行期間中(注2)に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが治癒する原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に ①死亡された場合 ②後遺障害が生じた場合 …後遺障害の程度に応じ 60万円~2,000万円	注1)2,000万円	携行品損害	被保険者が旅行期間中に(注2)に携行する身の回り品(持物)が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合 ★「携行する」とは、持えて持っている状態または被保険者が常時監視できる状態といいます。	15万円(1旅行中か1年間(注4)の限度額) ●損害額から3,000円を控除した額 ●損害額とは、購入額から減価償却した時価額(修理可能な場合は時価を限度として修理工費)を控除します。ただしこれは1組1対につき10万円を限度とします。 ●航空券等の損害額は、事故後に元の券と同等の範囲内で再購入した費用とし、1事故につき5万円を限度とします。旅券の損害額は、再発送または渡航券登録を要した手数料・滞空料・宿泊料等を除く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。
疾病 治療費用	被保険者が旅行期間中(注2)または旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行期間終了後48時間以内に医師の治療を受けた場合 ★妊娠・出産・早産・流産、これらに起因する病気・歯科病を除きます。 ★旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病については、その原因が旅行期間中に発生したものに限りません。 ●旅行期間中に発症した所定の(伝染病)(注3)で旅行期間終了後48時間以内に医師の治療を開始した場合を含みます。	50万円(1事故の限度額)(1疾病の限度額) 治療に要した次の費用のうち、現実に支出された金額。 ●医師の診察費、処置費、手術費 ●病院の薬局による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●諸検査費、手術室費、職業看護費 ●入院費、入院できないやむを得ない事情により、ホテル等で医師の治療を受けた場の宿室料 ●病院までの緊急送医費 ●入院に必要となった次の費用(20万円限度) a)国際電話料等通信費 b)入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度)など	賠償責任	被保険者が旅行期間中に(注2)に偶然な事故により、被保険者が他人の身体または財物に損害を与える、法律上の賠償責任を負った場合	2,000万円(1事故の限度額) ●法律上支払うべき損害賠償金 ●求償権の行使や損害防止強化のため必要有益な費用 ●被害者の応急手当等の緊急措置費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した訴訟費用など
	(注1)複数のクレジットカード(他社カード含む)付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算され、最も高い保険金額が限度となります。各カードに付帯する保険金額に応じて按分して保険金をお支払いします。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同額でご加入の場合、クレジットカード付帯する各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。 ※死亡保険の受け取人は被保険者の法的相続人になります。 (注2)旅行期間は以下の期間をいいます。 ①日本国内での旅行:乗車券または乗組集団企画旅行の料金をカードで支払った場合、あるいは日本を出発する以前にその予約を行った料金をカードで支払った場合、「日本を出発してから3ヶ月後の午後12時までの旅行期間」 ②日本からの出発後、公共交通機関用の料金をカードで支払った場合、あるいは日本からの出発後、その予約を行った料金をカードで支払った場合で、料金を支払った後から3ヶ月後の午後12時までの旅行期間」 ③(注1)の料金を支払った後から3ヶ月以内に日本に料金を支払った場合に限ります。 ④(注1)は適用して頂けません。 ※公共交通機関用具など:航空券、鉄道乗車券、海上運送法、道路運送法に該当するとき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船、タクシー等をいいます。(当該旅行用具に乗用するものに限ります)。 ※現地での手配:現地の旅館、旅館の運営者、旅館の運営者に立ち会ひ、旅館の目的地及び日程、旅行者が宿泊を受けることができる宿泊施設のサービス並びに旅行者が宿泊するサービス並びに旅行者の目的地及び日程。 ※現地での手配:現地の旅館、旅館の運営者、旅館の運営者に立ち会ひ、旅館の目的地及び日程、旅行者が宿泊を受けることができる宿泊施設のサービス並びに旅行者が宿泊するサービス並びに旅行者の目的地及び日程。 (注3)コロナウイルス感染症(新規コロナウイルス感染症)、インフルエンザ、流行性感冒、流行性乙型肝炎、流行性腮腺炎、流行性出血熱、マラリア熱、コロナウイルス症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリアーコゴ出血熱、マラリヤ熱、マラリック熱、コンゴキラー熱、登革熱、頸口炎、ウズベクスブル熱、リサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンクワイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニワトリインフルエンザ、赤痢、ダニ媒介性皮膚炎、腸チフス、フィラリヤ熱、レプトスピラ症(2013年9月現在) (注4)カードご加入日(会員がカード会社に登録された日)応当日翌日の午前0時から1年間の会員資格期間を指します。	救援者費用	①救援対象者の死亡 a)旅行期間中(注2)のヶ方向による事故後180日以内の死亡 b)疾病による旅行期間中の死亡 c)旅行期間中に発病した疾病による旅行期間終了後30日以内の死亡 ②旅行期間中のヶ方向または旅行期間中に発病した疾病による救援対象者の7日間以上の継続入院 ③旅行期間中の救援対象者の山岳遭難、搭乗機・船舶の行方不明、遭難	100万円(1年間(注4)の限度額) ●現地に赴く航空運賃等交通費(救援者3名分限度) ●現地でのホテル等客室料(救援者3名分限度かつ1名につき14日間限度) ●現地からの被保険者の移送費用 ●被保険者や死亡による現地での遺体処理費用110万円限度 ●現地での通院費および現地での諸経費(20万円限度) ●捜索救助費用など	

### 海外でのアクシデントには

#### 1. 保険金申請までの手順



※帰国後天満屋カード保険デスク(三井住友海上)0120-344-383・無料  
(9:15~17:00 年中無休)までご連絡ください。

※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

#### 2. 保険金請求に必要な書類

保険金種類	死亡保険金	後遺障害保険金	治療費保険金	救援者費用	携行品損害保険金	賠償責任保険金
現地で手配いたぐり	○(注1)				○(注2)	
現地で手配いたぐり		○			○(注2)	
死亡証明書	○					
事故証明書	○	○	○	○	○	○
支出を証明する書類				○		
示談金領収書					○	
損害額を立証する書類					○	
損害品明細書						○
損害額を証明する書類					○	
除籍証				○		
委任状・戸籍謄本				○		
後遺障害診断書				○		
天満屋カード・天満屋カードタスカ(コピー)	○	○	○	○	○	○
保険金請求書	○	○	○	○	○	○
パスポート(コピー)	○	○	○	○	○	○
カードの利用を証明する書類	○	○	○	○	○	○

\*注1)印は原則として必要な書類。印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。

(注1)診断書類は保険金お支払いの対象とはなりません。治療費が5万円以下の場合は原則として診断書類の取扱を省略できます。

(注2)対人賠償の保険金請求に必要となります。

## 日本語緊急援助サービスについて

三井住友海上の緊急アシスタンスサービス(年中無休・24時間・日本語受付・無料)  
海外旅行中に不慮のケガや病気に対応するため、医療施設への緊急搬送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に応じ、各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。  
本会員・家族会員以外のご家族の方は、原則アシスタンスサービスはご利用できません。

三井住友海上の緊急アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「AXAアシスタンス社」「プレステージ・インターナショナル社」と提携して実施しております。

### サービス内容

#### ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

- 医師・医療施設の紹介・案内
- 医療費キャッシュレスサービス
- 患者の医療施設への移送
- 患者の本国への移送
- 現地での医師の緊急派遣
- 医薬品類の緊急手配
- 通訳の紹介・手配

#### ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

- 現地でのご遺体の埋葬
- ご遺体の本国への移送

#### その他のアシスタンス

- 救援者の運搬・宿泊手配
- 遺難された場合の捜索・救助

#### 法律上のアシスタンス

- 弁護士の紹介・手配など

(注) アクシデントが発生し、当該サービスをご利用いただく際は、各センターへご連絡のうえ、オペレーターの案内に従ってご利用ください。

## 緊急アシスタンスサービスセンター一覧

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。(★はコレクトコールでおかけください。)

ご滞在国、地域	電話番号
アメリカ (ハワイ・アラスカを含む)・カナダ	1-800-509-0580
メキシコ	001-866-331-2705
シンガポール	800-8110-579
台湾	
フィリピン	
マレーシア	
マカオ	
中国	4001-204898 00-800-65119119
香港	
韓国	001-800-65119119
タイ	
インドネシア	001-803-81-0199
オーストラリア	0011-800-65119119
ニュージーランド	00-800-65119119
フランス	0800-91-3900
イタリア	800-7-87760
イギリス	
ドイツ	
スイス	
オーストリア	00-800-33119119

### サービスの費用について

- アシスタンスサービスの費用は、本カード海外旅行保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はありません。
- サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様にお支払いできない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料を自己負担していただきます。
- 会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立替をお願いする場合がございます。

### ご連絡先

- お客様のご滞在地域により、それぞれ本頁下段の電話番号におかけください。通話料無料でおかけになります。(★はコレクトコールでおかけください。)

ご滞在国、地域	電話番号
ベルギー	
オランダ	
ルクセンブルク	
スペイン	
ポルトガル	
デンマーク	00-800-33119119
スウェーデン	
ノルウェー	
アイルランド	
ハンガリー	
フィンランド	990-800-33119119
イスラエル	014-800-33119119
日本	0120-365240
全世界	81-3-3497-0915★

★はコレクトコールでおかけください。

\*滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公用電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用にかない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 万一事故にあわれた場合のご連絡先・カード付帯保険についてのお問合せ

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

**0120-344-383 (無料)**

天満屋カード保険デスク(三井住友海上)まで

受付時間/9:15~17:00 年中無休

海外からの事故受付・ご相談は 国識別番号 地域番号 地域内番号  
三井住友海上ライン(秋田) 81 - 18 - 803 - 0335  
(オペレーターを通して、コレクトコールをお申し込みください。)